

デジタルアーカイブ・情報発信サイト構築業務

委託仕様書

1 業務名

デジタルアーカイブ・情報発信サイト構築業務

2. 業務の背景及び目的

(1)背景

日野町では、令和6年12月に「日野町文化財保存活用地域計画」が文化庁の認定を受け、令和7年度より10年間、本計画にしたがい、文化財に関する取り組みを実施するところである。また、令和6年度には、「日野町古地図デジタルライブラリー」を開設し、町が所蔵する文化財的価値を有する各種の古絵図や地籍図等を電子化し、Web上にて公開してきた。本サイトは、誰もが自由にアクセス可能な形で構築されており、町内の周遊や歴史・ふるさと学習、まちづくり、観光、さらにはビジネス等、幅広い分野における利活用を目的として整備したものである。

当町には、古絵図や地籍図にとどまらず、多数の「日野の“たから”」(=文化財資料)が所在している。これらの貴重な資料を後世に継承し、町民の地域に対する愛着や誇りを醸成することは、まちづくりへの関心を高めるうえでも極めて重要な取り組みであると認識している。

今後においても、これら文化財に関する情報の発信を継続的に行い、持続可能かつ時代の要請に即した手法への転換が求められている。

(2)目的

本業務においては、本町が所蔵する多数の文化財資料のうち、1970年頃の古写真(青年の塔古写真)を中心に電子化を行いデータベースとして整備し、撮影地点のGISデータをデータベースと連携させることにより、マップ機能と連動したデジタルアーカイブを構築・公開する。

また、日野町では文化財に関する情報発信の一環として、「近江日野商人ふるさと館」および「近江日野商人館」のホームページを運用している。本業務では、これら既存のホームページや日野町の歴史や文化財についての紹介・解説と、本業務により整備するデジタルアーカイブサイトとを統合させ、日野町における歴史や文化財の総合的な情報発信サイト(以下、公開サイト)を構築するものである。これにより、子どもたちの学習利用に役立てるとともに、町民に対しては郷土への関心と愛着の醸成を、町外在住の利用者に対しては日野町の魅力向上を図ることを目的とする。

3 業務履行場所

町の指定する場所とする。

4 業務委託期間

委託契約締結日から令和10年3月31日までとする。

5 業務概要

(1)業務の展望

- ・本業務は、古写真の電子化、古写真と町内文化財のデータベース、基本的なコンテンツおよびデジタルアーカイブシステムを含む文化財の情報発信サイトを構築することを目的とする。サイト公開後は学校での学習利用や音声コンテンツなどの拡充も想定していることから、将来的な拡張性を考慮した形で本業務を実施するものとする。
- ・「日野町文化財保存活用地域計画」に基づき実施する業務であり、目指すべき方向性や文化財の分類などは本計画に従ったものであることに留意すること。
- ・実施に当たっては、仕様書別紙「システム機能要件」に留意し、実施すること。

(2)業務の内容

(ア)資料のデジタル化

青年の塔封入古写真をはじめとする古写真のフィルムもしくは紙焼き写真をスキャンしてデジタル化する。また、絵図・地図、文書等のスキャンあるいは撮影により作成した画像、町が提供した画像をもとにデジタル画像等の素材を作成する。デジタル画像については、適宜、ノイズ・歪み・色彩等の調整・補正を行うとともに、保存用画像データとデジタルアーカイブや広報等で使用するための公開用画像データを作成する。

| 対象資料 | 備考 |
|-----------|---|
| 古写真資料 | ・フィルム(ネガ) 2,200 枚 ・紙焼き写真 1,700 枚 |
| その他の文化財資料 | ・4×5 フィルム 100 枚 ・6×7フィルム 100 枚 ・スライド 100 枚 ・絵図・地図 20 点 ・文書 30 点 |

(イ)データの整理・データベースの構築

(ア)等でデジタル化した画像や町が提供した文化財画像等のファイルを体系的・網羅的

に整理し、必要な情報(メタデータ)とともにデータベースにまとめる。青年の塔封入古写真等、必要なものに関しては、位置情報も取得し、整理・管理を行う。

データベースは、対象資料の性質ごとに適宜、個別データベースを構築し、さらに各個別データベースを横断・網羅して管理可能な全体データベースを構築する。

(ウ)デジタルマップの構築・公開

(ア)(イ)において、作成・整理を行った青年の塔封入古写真や文化財の画像・情報をデジタルマップ上に搭載し、一般に公開するデジタルマップとして整理・公開する。完成までに一部を先行公開し、詳細な位置特定作業や事業PRのイベント等で利用を行う。

(エ)デジタルアーカイブの構築・公開

①公開用コンテンツの作成

ビューアの作成を行い、作成したデジタル画像や町が提供するデジタル画像等を利用し、データベースと連携して一覧画面と目録データを作成する。位置情報が付与されたデータを地図システムに搭載し、目録データとのリンクを行う。

②公開画面の作成

トップ画面、資料一覧画面、操作説明画面、利用規定画面、その他必要な画面を作成すること。

③システムの構築及び公開

データの搭載、検索機能、検索一覧画面、画像の閲覧機能、管理機能、その他必要な機能を有するシステムを構築し、公開すること。

(オ)公開サイトの構築・公開

日野町の歴史や文化財の情報発信・学習機能、「近江日野商人ふるさと館」および「近江日野商人館」のホームページ機能、文化財のデジタルアーカイブ機能、古写真および文化財に関するデジタルマップ機能を備えた、日野町における文化財の総合的な情報発信サイトを構築し、一般に公開を行う。

(カ)イベントの開催

本事業のPRや日野町の歴史・文化財の情報を広く発信し親しんでもらうためのイベント(ワークショップ等)の開催を企画・実施し、記録を作成する。

(キ)その他、目的を達成するために提案のあった業務・協議によって決定した業務

その他必要な業務に関しては、提案および協議によって決定し、実施する。

(ク)業務報告書の作成・成果品の納品

上記の業務成果を業務報告書としてまとめる。また、本業務の成果品について納入する。

(3)各年度の業務

各年度の業務は、以下のとおりとする。業務の内容は特記が無い限り、(2)業務の内容に従う。本年度は令和7年度の業務を行う。

[1年目:令和7年度業務]

①資料のデジタル化

②データの整理・データベースの構築

③デジタルマップの構築

本年度においては、掲載可能な状態の画像・情報をマップ上で一部公開する。

④イベントの開催

古写真の詳細な撮影位置の情報収集や本事業のPRのためのイベント(ワークショップ等)の開催を企画・実施し、記録を作成する。開催は1回を予定する。

⑤デジタルマップ・デジタルアーカイブについての詳細な仕様の検討

構築するデジタルマップやデジタルアーカイブについてのデザイン、表示項目等の詳細な仕様を協議によって検討を行う。

⑥打合せ協議

本年度における打合せは、3回程度行う。

⑦その他、目的を達成するために提案のあった業務・協議によって決定した業務

⑧業務報告書の作成・成果品の納品

[2年目:令和8年度業務]

①資料のデジタル化

②データの整理・データベースの構築

③デジタルマップの構築

本年度においては、掲載可能な状態の画像・情報をマップ上で一部公開する。

④イベントの開催

古写真の詳細な撮影位置の情報収集や本事業のPRのためのイベント(ワークショップ等)の開催を企画・実施し、記録を作成する。開催は1回を予定する。

⑤デジタルアーカイブ・公開サイトの設計

デジタルアーカイブ、デジタルマップ、公開サイトについて、全体構成、デザインや公開・検索システム、各ページの定義等の詳細な仕様について、協議によって決定し、設計を行う。

⑥打合せ協議

本年度における打合せは、6回程度行う(うち3回はリモート)。

⑦その他、目的を達成するために提案のあった業務・協議によって決定した業務

⑧業務報告書の作成・成果品の納品

[3年目:令和9年度業務]

①デジタルアーカイブの構築・公開

②デジタルマップの構築・公開

③公開サイトコンテンツの作成

公開サイトで発信する、日野町の歴史文化や文化財に関する紹介・解説や子どもたちの学習利用に資する学習用ページなどのコンテンツを町と協力し作成を行う。また、既存の「近江日野商人ふるさと館」および「近江日野商人館」のホームページを公開サイトに統合し、情報を発信するためのページを作成する。

④公開サイトの構築・公開

⑤イベントの開催

①～④で構築・公開を行うサイトやマップを活用し、本事業のPRや日野町の歴史・文化財の情報を広く発信し親しんでもらうためのイベント(ワークショップ等)の開催を企画・実施し、記録を作成する。開催は1回を予定する。

⑥打合せ協議

本業務における打合せは、6回程度行う(うち2回はリモート)。

⑦その他、目的を達成するために提案のあった業務・協議によって決定した業務

⑧業務報告書の作成・成果品の納品

6 成果品

本業務の納入成果品は、年度ごとに以下のとおりとする。

(1)令和7年度成果品

- ①業務報告書(A4判) 3部
- ②業務に伴う電子データ(CD-R、HDD等の電子媒体) 一式
- ③文化財関連データ(CD-R、HDD等の電子媒体) 一式
- ④その他、担当者が指示するもの

(2)令和8年度成果品<参考>

- ①業務報告書(A4判) 3部
- ②業務に伴う電子データ(CD-R、HDD等の電子媒体) 一式
- ③文化財関連データ(CD-R、HDD等の電子媒体) 一式
- ④その他、担当者が指示するもの

(3)令和9年度成果品<参考>

- ①業務報告書(A4判) 3部
- ②業務に伴う電子データ(CD-R、HDD等の電子媒体) 一式
- ③文化財関連データ(CD-R、HDD等の電子媒体) 一式
- ④データベース・デジタルアーカイブ
- ⑤公開サイト
- ⑥その他、担当者が指示するもの

7 その他特記事項

- (1)業務実施に際して、各業務内容並びに実施方針について担当者と十分な意見調整を図ること。
- (2)業務の履行に際して必要な図面及び資料等について、日野町が所有する資料は貸与するものとし、使用目的が完了した後は速やかに返却すること。
- (3)日野町情報セキュリティポリシーに準拠すること。
- (4)本業務で取り扱うデータ及び情報システムの取扱いには細心の注意を払い、町が指定する場所以外への持ち出しは禁止とする。ただし、やむを得ない事情のため外部へ持ち出す場合は、事前に文書による承認を得ること。
- (5)本業務において取り扱う情報については十分注意し、契約終了時には返還や消去する

- 等、適切に取り扱うこと。
- (6) 受託者は、本業務において知り得た一切の情報を第三者に提供若しくは漏らし、又は委託業務の履行以外の目的に使用してはならない。本業務終了後においても同様とする。
 - (7) 受託者は、本業務で得た全ての資料・情報を町の承認を得ずに他の目的に使用してはならない。
 - (8) 受託者は、自らの作業に起因して町の保有する財産やシステムその他に損傷を与えた場合、受託者の負担により原状に復帰しなければならない。
 - (9) 業務完了後、受託者の過失に起因する不良箇所等が発見された場合は、町の必要と認める改正、補足その他必要な作業を受託者の負担において速やかに行い、その結果を町に報告するものとする。
 - (10) 町と受託者協議の上、受託者は会議を開催し、本業務の進捗状況やその他必要事項について町に報告を行い、議事録を作成すること。その他必要事項については協議の上決定する。
 - (11) 受託者はこの仕様書で示す業務の全部を一括して第三者に委託してはならない。また、受託者はこの仕様書で示す業務の一部を第三者に委託しようとするときは、あらかじめ書面にて町の承諾を得なければならない。この場合において、受託者は業務に係る一切の責任を負うものとする。
 - (12) 本業務の成果品の所有権及び著作権は、町に帰属するものとする。
 - (13) 本仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、又は本仕様書に定めのない事項については、町と受託者が協議して定めるものとする。

仕様書別紙「システム機能要件」

1. 資料のデジタル化

(1) 共通事項

- ・原資料を日野町が提供すること。
- ・原資料に対して 300～600dpi でスキャニングを行うこと。
- ・高品質な画像が得られていることを確認するために、画像の色調・明るさ・コントラスト・階調性・向き・傾きについて画像全数の検査を行うこと。

(2) 保存用画像データの作成

- ・対象となる資料について、資料の形状及び性質に応じ、デジタルカメラによる撮影及びスキャニングを行う。
- ・スキャニングはフラットベッド型やオーバーヘッド型等、非接触型の機材を使用し、デジタルカメラによる撮影はフルサイズのレンズ交換式カメラ(有効画素数 2、500 万画素以上)を使用すること。レンズは原則として単焦点レンズを使用し、レンズ収差がみられる場合は現像ソフト上で最適なレンズ補正を行ったうえで納品すること。
- ・スキャニング及びデジタルカメラによる撮影に際してはカラーチャート等の使用、またキャリブレーション済のディスプレイを使用するなど、画像の生成に際して適切な方法を用いること。色空間は AdobeRGB とする。
- ・デジタルカメラによる撮影の f 値はカメラ及びレンズの最高性能を発揮できる適切な値を使用し、感度は原則として ISO200 とすること。
- ・デジタルカメラによる撮影は真俯瞰撮影とし、求められる光学解像度(300dpi～600dpi 相当)を確保するため、必要に応じて分割撮影を行うこと。分割撮影を行った場合は画像接合を行い、両者とも納品すること。
- ・画像接合時に歪み、色彩のズレなどがないようにすること。
- ・スキャナを利用した場合の解像度は 300～600dpi で作成すること。
- ・ファイル形式は非圧縮 TIFF 形式とすること。
- ・階調は 24 ビットフルカラーとすること。
- ・適切なカラープロファイルを作成し、Adobe RGB として埋め込むこと。
- ・1ファイル1ページのシングルファイル形式とすること。
- ・ファイル名は町の指示に従うこと。
- ・拡張子は「.tif」(半角小文字)とすること。
- ・デジタル化は、町から提供のあった台帳を使用するが、必要に応じて修正し、統一的に整理すること。
- ・画像データは被写体、撮影場所等の位置情報を取得し、取得した位置情報を後述するデータベースにまとめること。また、位置情報をポイント化した GIS データ(オープンで汎用性のある形式)を作成すること。

- ・撮影場所等の判別が難しい画像データについては、町と協議のうえ、取り扱いを決定すること。

(3)公開用画像データの作成

- ・保存用画像から JPEG 形式画像を作成すること。画像の大きさは、原則、保存用画像と同じにすること。公開用とするには大きすぎる場合には、町と協議のうえ、適切な大きさに調節すること。
- ・ファイル形式は JPEG 形式とすること。
- ・階調は 24 ビットフルカラーとすること。
- ・適切なカラープロファイルを作成し、sRGB として埋め込むこと。
- ・ファイル名は日野町の指示に従うこと。
- ・拡張子は「.jpg」(半角小文字)とする。
- ・JPEG 形式画像の圧縮率は低圧縮率で高精細(例:Photoshop におけるレベル 8程度)とすること。

(4)データベースの構築

- ・取得した画像データは、年代、位置、被写体、キーワード等をデータベースにまとめること。
- ・データベースソフトは Microsoft 社のアクセスなど町の内部で管理ができるソフトウェアを使用し、データ項目等の詳細については町との協議の上決定すること。
- ・作成するデータベースは原則としてリレーショナルデータベースとし、データ間の相互参照や、GIS 等との連携が図れること。リレーショナルデータベースとしての構築が困難な場合は、複数のデータベース間で容易に相互に参照や変更ができ、また GIS あるいはマップデータとの連携が図れるものとする。

2.デジタルアーカイブシステムの構築及び公開

(1)公開用コンテンツの作成

(ア)ビューアの作成

①標準ビューア

- ・作成した保存用画像データの色調・明るさ・コントラストなどを調整した画像をインターネット上で配信可能な公開用画像の形式に変換すること。
- ・変換前の TIFF 画像サイズが 10GB を超えるものでも簡単な操作でスムーズにスクロール、拡大縮小などできるデータであること。
- ・一般的な回線速度でも十分に閲覧でき、必要に応じて画像を低解像度から高解像度までの複数階層からなるタイル状のデータに分割し、必要なデータのみを配信する形式にすること。各タイル状のデータは、劣化が目立たない範囲で JPEG 圧縮すること。

- ・パソコンやタブレット端末上で動作するウェブブラウザを用いて閲覧できるデータであること。その際に、プラグインなどの特別なソフトウェアをインストールすることなく実行できるデータであること。
- ・ページめくり、拡大、縮小を備えたインタフェースにすること。
- ・マウスホイールの回転や画面上の拡大・縮小各ボタンのクリックにより、画像を滑らかに拡大・縮小できること。
- ・タブレットによる表示の場合、ピンチイン、ピンチアウトといった操作により同様に画像を滑らかに拡大・縮小できること。

②IIIF ビューア

- ・資料の二次利用条件等に応じて、IIIF ビューアを構築すること。

③その他

- ・データ利用の可否表示(CC-BY 表示など)を行うこと。
- ・音声・動画コンテンツを掲載する場合は、枠内表示、YouTube 埋め込み式等のなんらかの方法で掲載および表示を可能とすること。

(イ)目録データの作成

- ・目録データの基になる情報はデータベースとしてとりまとめた成果を利用し、受託者は提供された情報をデジタルアーカイブシステムの目録項目に適切にマッピングすること。
- ・デジタルアーカイブシステム用の目録データを作成すること。
- ・目録データは統計用に点数カウントが可能なものであること。
- ・以下の項目を設定すること。なお、項目に関しては、以下の項目をもとに提案および協議によって調整を行い最終的に決定する。

| | |
|------------------------------------|----------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 目録 ID | データベースの管理番号 |
| <input type="checkbox"/> 名称 | 資料名称 |
| <input type="checkbox"/> ふりがな | |
| <input type="checkbox"/> 分類[文化財種別] | (例)美術工芸品(歴史資料)、民俗文化財(有形) |
| <input type="checkbox"/> 分類細別 | (例)写真、民具 |
| <input type="checkbox"/> グループ | 資料の性格を表す (例)青年の塔封入古写真、〇〇寺資料など |
| <input type="checkbox"/> カテゴリ | (例)古写真、指定等文化財など |
| <input type="checkbox"/> 数量 | |
| <input type="checkbox"/> 法量 | |
| <input type="checkbox"/> 時代[時代項目] | (例)江戸時代 |
| <input type="checkbox"/> 年代[特定年代] | (例)1970 年 |

| | |
|-----------------------------------|------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 所在・使用地区 | (例)東桜谷地区 ※地区・地域 |
| <input type="checkbox"/> 所在・使用地域 | (例)中之郷 ※地区・地域 |
| <input type="checkbox"/> 制作地域 | 対象物の製作された地域 ※地区・地域 |
| <input type="checkbox"/> 材質 | 資料の材質 |
| <input type="checkbox"/> 制作者 | ※人物・団体 |
| <input type="checkbox"/> 所有・伝来 | |
| <input type="checkbox"/> キーワード・タグ | 例)〇〇年代の生活、農具、蒲生氏郷、日野商人 ※複数設定 |
| <input type="checkbox"/> 資料解説 | 資料の解説文 |
| <input type="checkbox"/> 聞き取り事項 | 資料に関連した聞き取り事項、回想などを掲載 |
| <input type="checkbox"/> データリンク | PDF、外部サイトなど |
| <input type="checkbox"/> 備考 | |

(ウ)デジタルアーカイブ公開画面の作成

①共通事項

- ・町が提供する素材データ及び作成したデータを使用し、各画面を作成すること。
- ・公開画面のデザイン・制作内容は、町と十分に協議して作成すること。

②トップ画面

- ・構築するデジタルアーカイブの概要等を表示すること。
- ・各公開画面へのリンクを設定すること。
- ・資料に適切にアクセスできるようにカテゴリを用意すること。
- ・搭載件数を表示すること。

③資料一覧画面

- ・全資料を一覧できる画面を作成すること。
- ・資料のカテゴリ毎に作成すること。
- ・資料毎にサムネイル画像を表示し、目録データ、閲覧用データにリンク設定がなされること。
- ・グリッド表示、リスト表示、テーブル表示を切り替えられること。

④その他必要な画面

- ・町と協議の上、必要な画面を作成すること。

(2)システムの構築及び公開

(ア)システム全般

- ・国が推進するプラットフォーム(ジャパンサーチなど)や検索機能等の取組との連携、他機関との横断検索を可能にすること。
- ・メタデータの登録・更新が可能なこと。

- ・システム構築後、町の職員による登録・更新を可能なシステムにすること。
- ・一般公開システムは24時間稼動すること。ただし、あらかじめ定められたメンテナンス期間を除くものとする。
- ・デジタルデータのバックアップ対策がとられていること。
- ・新規コンテンツの追加など拡張性があること。

(イ)データの搭載

- ・作成したデータをデジタルアーカイブシステムに搭載するため、アーカイブサイトの基礎となる各種関連データベースを構築すること。Microsoft 社製等の内部で管理が出来るソフトウェアを使用すること。
- ・アーカイブサイトは公開前に町のみが閲覧できる環境を用意し、各々の資料ごとの公開可否を確認でき、修正や削除が可能であること。

(ウ)検索機能

- ・目録データで設定された項目に対して、フルテキスト検索が可能であること。検索結果を一覧で表示し、詳細目録が表示できるようにすること。
- ・翻刻文や解説等のテキストデータ全てに対して、フルテキスト検索が可能であること。検索結果の一覧表を作成し、該当画面を表示できること。
- ・搭載データの全てを対象とする横断検索が可能であること。検索結果は機関名・資料名・見出しを含む一覧表を作成し、該当ページを表示できること。
- ・詳細検索が可能であること。検索対象(目録、テキスト、西暦、時代項目、キーワード、その他(トップページ等))を選択して検索ができること。
- ・「AND」「OR」「NOT」検索が可能であること。検索項目を「名称」「時代(年代)」「制作者」「地区・地域」等から選択できること。

(エ)検索一覧画面

- ・検索結果一覧画面には資料毎にサムネイル画像を表示し、目録データ、閲覧用データにリンク設定がなされること。
- ・1ページに表示する検索結果の件数(10 件、20 件、50 件、100 件)を選択できること。
- ・検索結果一覧画面はグリッド表示、リスト表示、テーブル表示を切り替えられること。
- ・検索結果の並べ替えが「名称」「目録 ID」「時代(年代)」「カテゴリ」「文化財種別」「分類細則」「制作者」等の項目から選択可能であること。全項目において昇順と降順の並べ替えが可能であること。
- ・ファセット検索画面が表示可能であること。詳細な条件(コンテンツ、資料グループ名、カテゴリ区分、権利関係・利用条件、言語、階層レベル、静止画コンテンツの有無等)の表示により、さらに検索結果の絞り込みが可能なこと。

(オ)画像の閲覧機能

①拡大・縮小

- ・ユーザーが、ストレスを感じることなく画像を高速に拡大・縮小できること。
- ・原資料の幅・高さが数メートルにわたるような大きなサイズの画像であっても、細部にわたって高速、かつ鮮明に表示できること。
- ・サーバやネットワーク、表示用 PC やタブレット等の各機器への負荷をかけないよう、各段階の拡大率・縮小率に応じて原画像を分割した複数の矩形画像片を表すタイル画像情報をサーバに保存すること。表示の際には必要なタイル画像のみをダウンロードし、それらを統合して画面表示すること。
- ・マウスホイールの回転や画面上の拡大・縮小各ボタンクリックにより、画像を滑らかに拡大・縮小できること。
- ・タブレットによる表示の場合、ピンチイン、ピンチアウトといった操作により同様に画像を滑らかに拡大・縮小できること。
- ・回転機能と併用時、初期表示状態の画像に対してだけでなく、回転操作後の画像に対しても拡大・縮小操作ができること。

②移動

- ・画像をドラッグすることで任意の位置に画像を移動し表示できること。
- ・初期表示状態の画像に対してだけでなく、回転操作後の画像に対しても移動操作ができること。

③ページ操作

- ・冊子体文書等、複数画像で構成される資料を表示する場合、画面端に各画像の縮小画像(サムネイル)を表示できる。また、クリックすると該当画像を表示できること。
- ・現在表示されている画像番号を表示できる。画像番号選択により、該当画像を表示できること。

④全画面表示

- ・フルスクリーン表示できること。

(カ)管理機能

- ・目録データ、閲覧用データの登録者の ID 管理が可能なこと。
- ・登録者の ID はログイン ID、パスワードの管理が可能なこと。
- ・操作ログとして登録者の ID、処理内容、更新日時のログを管理すること。

3.デジタルマップの構築・公開

- ・オンライン上で公開されるデジタルマップを作成し、画像データやその他必要な情報を掲載すること。
- ・デジタルマップは以下に示すマップをカテゴリ毎に作成すること。

(A) スキャンした青年の塔の古写真マップ

(B) 「日野町文化財保存活用地域計画」において設定した「歴史文化の特性」の
4 カテゴリに対応した文化財マップ(4種)

(C) その他、提案及び協議によって決定したマップ

- ・画像データは被写体、撮影場所等の位置情報を取得し、まとめたデータベースと連携し、管理できるようにすること。また、位置情報をポイント化した GIS データ(オープンで汎用性のある形式)を作成すること。
- ・位置情報を付与したデータを管理するため、かつ他の地図情報の追加が出来るように管理用システムを使用すること。
- ・デジタルマップの管理およびデータの追加が町の職員により容易に可能なシステムを構築すること。

4. 公開サイトの構築・公開

(1) 共通事項

- ・町が提供する素材データ及び作成したデータを使用し、各画面を作成すること。
- ・スマートフォン表示に対応すること。
- ・サイトへのアクセス件数を管理・解析できること。
- ・本事業後のコンテンツの追加を想定した構成であること。
- ・公開画面のデザイン・制作内容は、町と十分に協議して作成すること。
- ・各コンテンツの画面数については、内容量とデザインに応じて町と協議して決定すること。

(2) トップ画面

- ・本サイトは、施設紹介を含む日野町における歴史や文化財の総合的な情報発信サイトであることに留意すること。
- ・構築するデジタルアーカイブやデジタルマップ、近江日野商人ふるさと館紹介画面、近江日野商人館紹介画面、歴史・文化財の紹介画面、その他のコンテンツ画面へ容易にアクセスできるデザインであること。
- ・各公開画面へ容易にアクセスができるメニューバーを設定すること。
- ・各公開画面への適切なリンクを設定すること。
- ・日野町の歴史・文化や文化財に関する情報を発信するためのお知らせを表示する場を設定すること。また、お知らせは町の職員で容易に更新が可能であること。
- ・デジタルアーカイブの検索バー表示すること。

(3) 近江日野商人ふるさと館・近江日野商人館紹介画面

- ・「近江日野商人ふるさと館「旧山中正吉邸」」および「近江日野商人館」の紹介および開館日・時間情報、お知らせを 2 館別に掲載するものとする。

- ・原則として既存の「近江日野商人ふるさと館「旧山中正吉邸」」および「近江日野商人館」のサイトの内容を掲載できるようにすること。
- ・全 2 館それぞれ以下の内容・画面を作成・掲載すること。
 - (A)館の概要を紹介する文
 - (B)館の詳細な紹介を行う画面(既存の各館サイトの掲載内容を参照のこと)
 - (C)お知らせ
 - ・各館の臨時休館・開館情報、企画展情報、イベント情報を掲載できるものであること。
 - (D)開館カレンダー
- ・お知らせおよび開館カレンダーは、町の職員により容易に更新可能であること。

(4)歴史・文化財の紹介画面

- ・以下に示す画面を作成すること。
 - (A)日野町の歴史紹介
 - ・日野町の通史について掲載する。
 - (B)日野町の指定等文化財の紹介
 - ・町内の指定等文化財の紹介を掲載する。
 - (C)「歴史文化の特性」4 カテゴリに応じた歴史・文化財紹介
 - ・「日野町文化財保存活用地域計画」で設定した「歴史文化の特性」4 カテゴリに応じた紹介を掲載する。
 - ・各特性の画面においては、特性ごとのデジタルマップを画面内で組み込んで掲載するか、そのデジタルマップへのリンクを掲載する。
 - (D)青年の塔および青年団活動の紹介
 - ・青年の塔古写真の紹介、青年の塔事業、日野町の青年団活動についての紹介を掲載する。
 - ・この内容に関しては、「デジタルアーカイブシステムの構築及び公開」で同趣旨の画面を作成する場合は、この項目での画面作成をしなくてもよいものとする。

(5)学習用コンテンツ

- ・児童の「ふるさと学習」に利用できる、児童向けの歴史・文化財の紹介・解説を掲載する。
- ・作成にあたっては、各学校の「ふるさと学習」方針および学習指導要領コードに留意する。

(6)その他必要な掲載内容・画面、提案・協議により作成する画面

- ・問い合わせフォーム、利用条件表示、外部リンク等の必要な情報を掲載すること。

- ・発刊物(刊行書やパンフレット等)の公開画面(PDF 等での掲載)を作成すること。
- ・提案・協議によって決定した内容・画面を掲載すること。
- ・町と協議のうえ、必要な画面を作成すること。

5.成果物の納品

- ・原則的にデジタルアーカイブシステムへの搭載・公開および公開サイトの公開をもって納品とみなすものとする。
- ・デジタル化した画像データについては、成果品として外付け HDD に格納し納品すること。納品データ作成に当たっては、町が指定するファイルネームを付与すること。また納品メディアに格納する際のフォルダ構造等も指示に従うこと。
 - ア 保存用画像(TIFF 形式)
 - イ 公開用画像(JPEG 形式)
- ・令和 10 年3月 10 日までにデジタルアーカイブシステムへの搭載・公開および公開サイトの公開を完了すること。また、公開に伴い維持管理費等の運用経費が発生する場合は、契約期間における経費を委託料に含めること。
- ・公開後、町の検査に合格したことをもって納品完了とする。